

○薩摩川内市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱(平成18年告示第384号。以下「実施要綱」という。)第2条第2項第3号に規定する日中一時支援事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施要綱第5条に規定する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成18年度法第123号。以下「法」という。)第21条に規定する障害支援区分に関する審査を受けた者
- (2) 実施要綱第5条第2号に規定する児童。
- (3) その他必要と市長が認める者。

(行動援護の対象者)

第3条 実施要綱の別表4における行動援護の対象者については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定者とは、行動援護について(平成18年6月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部通知。以下「通知」という。)の調査項目において、換算点数の合計が法第5条第1項第5号に定める行動援護の対象となる者
- (2) その他の者とは、前号の非該当となるが、行動援護の対象者として市長が認めた者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、日中、障害福祉サービス事業所等において、対象者に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等とする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする対象者(以下「申請者」という。)は日中一時支援事業利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を(地域生活支援給付費)支給決定通知書兼利用者負担額・免除等決定通知書(様式第2号)又は却下決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(決定内容の変更等)

第7条 事業の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、支援の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に日中一時支援事業利用内容等変更申請書(第3号様式)を提出しなければならない。

(変更等の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その変更しようとする内容を審査し、事業の内容の要否を決定し、(地域生活支援給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第4号)又は却下決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。